

東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電池（以下「対象設備」という。）の普及を促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住している市内の住宅（店舗等と併用している場合を含む。以下同じ。）に対象設備を設置し、又は市内の対象設備付き住宅（未入居の新築物件に限る。）を購入し自ら居住している個人であること。
- (2) 補助対象者が対象設備を購入し所有すること。
- (3) 市長が別に定める日までに対象設備を設置し、引渡しを受けていること。ただし、住宅用太陽光発電システムにおいては、電力会社との電力受給を開始していること。
- (4) 補助金申請時において、市税を滞納していないこと。
- (5) 設置する対象設備について、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）でないこと。
- (8) その他別に定める要件を満たしていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、未使用品であり、別表1の対象設備の欄に定める区分に従い、それぞれ当該対象設備要件を満たす対象設備を住宅に設置する事業とし、各対象設備は、1世帯当たり1台限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 本体及び付属機器購入費
- (2) 設置工事費
- (3) その他市長が必要と認める経費

2 前項各号の経費であっても、次の各号に掲げる経費は補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 国若しくは他の地方自治体の補助金又は寄附金その他の収入
- (2) 消費税及び地方消費税
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1の対象設備の欄に定める区分に従い、それぞれ当該補助金額の欄に掲げる額とし、複数の対象設備を設置した場合は、当該の対象設備の補助金の額の合計とする。

(補助金等交付規則の準用)

第6条 補助金の交付に当たっては、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の定めるところに準じる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間（申請期間を経過した場合であっても、市長が補助金の交付までに通常要すべき標準的な期間を考慮し、必要な事務処理を行うことが可能であると認めたときは、申請を行うことができる。）内において、東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次掲げる添付書類及び別表2の対象設備の欄に定める区分に従い、それぞれ当該添付書類の欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 暴力団員等調査同意書（別紙2）
- (3) 暴力団員の排除に関する誓約書（別紙3）
- (4) 対象設備の設置に係る領収書の写し
- (5) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者に係る住民票の写し（発行後3か月以内の続柄の記載がある世帯全員のもので、記載住所は対象設備の設置住所と同一のこと）
- (6) 市税の滞納がない証明書
- (7) 対象設備を設置する住宅の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙4）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請の受け付けは、別に定める指定場所に直接持参の方法により先着順に行うものと

する。

3 補助金の交付予定額が予算額に達したときは、新たな申請は受け付けないものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び金額を決定し、東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「交付決定通知書」という。)又は東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、前項の交付決定に当たって、必要に応じ条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 前条第1項の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容等により難いと認めるときは、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請取り下げ書(様式第4号)を提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項の取り下げ書の提出があった場合は、当該申請にかかる補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、補助事業者から前条の補助金の交付請求があった場合は、当該交付請求に基づき30日以内に補助金を支払うものとする。

(実績報告の提出と協力)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた場合は、補助対象設備を設置した日の翌月(設置した日が月の初日の場合は当該月)から1年が経過した場合は再生可能エネルギー等の使用状況等に関する実績報告書(別紙5)を提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 市の地球温暖化防止に関する取組への参加

(2) その他市長が必要と認める事項

(管理及び処分の制限)

第13条 補助事業者は、対象設備の設置完了日から起算して5年間を経過する日までは市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、

廃棄し又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は上記に規定する期間内に対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（手続きの代行）

第14条 申請者は第7条第1項及び第9条第1項の手続きの代行について、対象設備を販売する者（以下「**手続代行者**」という。）に依頼することができる。

- 2 申請者は、前項の手続きを代行させる場合は、第7条第1項の申請書に東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請等手続代行届出書（様式第7号）を添えて提出しなければならない。

（帳簿等の整備及び保管）

第15条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、及び補助対象事業を実施した年度から起算して5年間保管しなければならない。

（状況報告及び調査）

第16条 市長は、当該補助金に係る交付決定及び予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、対象設備の契約状況等の調査及び対象設備の使用状況、帳簿その他の必要な事項について、報告させること、現地調査を行うこと、又は納税状況等調査同意書（別紙7）の提出を求め、納税状況を調査することができる。

（決定の取り消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第2条に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (4) 第12条第1項の報告をしなかったとき。
- (5) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（警察署長からの意見聴取）

第 19 条 市長は、補助金の交付を決定しようとする場合に、必要があると認めるときは、申請者その他が暴力団員又は暴力団密接関係者であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱及び東大阪市家庭用燃料電池普及促進事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 11 日から施行する。

別表 1 (第 3 条、第 5 条関係)

対象設備	対象設備要件	補助金額
住宅用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力会社の低圧配電線と逆潮流有り りて連系され、発電した電気が住宅 として使用する部分で消費されてい ること。(全量買取制度は対象としな い。) 2 経済産業省令で定める再生可能エ ネルギー発電設備の基準を満たして いること。 	<p>発電出力(国による設備認 定の値)に2万円を乗じて 得た額とし、補助対象経費 の2分の1又は8万円の いずれか低い額を上限と する。ただし、千円未満の 端数が生じた場合は、これ を切り捨てる。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>一般社団法人 燃料電池普及促進協会 で指定された機器であること。</p>	<p>補助対象経費に2分の1 を乗じて得た額又は4万 円のいずれか低い額を上 限とする。ただし、千円未 満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てる。</p>
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ECHONET Lite規格に 対応していること。 2 住宅で使用する空調、照明等の電 力使用量を計測・蓄積し、電力使用 量の「見える化」が実現できること。 3 上記1又は2の同等以上と判断で きるもの。 	<p>補助対象経費に4分の1 を乗じて得た額又は1万 円のいずれか低い額を上 限とする。ただし、千円未 満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てる。</p>
家庭用リチウムイオン蓄電池	<p>一般社団法人 環境共創イニシアチブ 【SII】で過去に実施された定置用リチ ウムイオン蓄電池導入支援に係る補助 事業、住宅省エネリノベーション促進 事業費補助金に係る補助事業、又は、 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(Z EH)支援事業に新たに登録されたも の。</p>	<p>蓄電容量に1.5万円を乗 じて得た額とし、補助対象 経費の2分の1又は9万 円のいずれか低い額を上 限とする。ただし、千円未 満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てる。</p>

別表 2 (第 7 条関係)

対象設備	添付書類
<p>住宅用太陽光発電システム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し（「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」） 2 設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール及び設置された住宅全体を確認できるもの）
<p>家庭用燃料電池システム (エネファーム)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保証書の写し及び保証登録カードの写し 2 設置状況を示すカラー写真（システム全体及び品名番号を確認できるもの）
<p>家庭用エネルギー管理システム (HEMS)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保証書の写し 2 販売・設置完了証明書（別紙 6） 3 設置状況を示すカラー写真（主要機器及び稼働中のモニターを確認できるもの） 4 仕様が確認できる書類（カタログ・パンフレット等）
<p>家庭用リチウムイオン蓄電池</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保証書の写し 2 販売・設置完了証明書（別紙 6） 3 設置状況を示すカラー写真（システム全体及びパッケージ型番を確認できるもの）